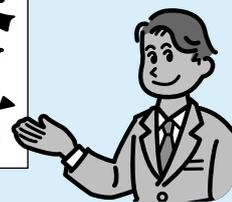


65歳以上の人の

介護保険料 保険料



介護保険料の支払方法はみなさんの受給している年金の種類、受給額などによって、特別徴収または普通徴収のいずれかになります。(両方の方法で支払っていただく場合もあります)。保険料、支払方法とも七月中旬にお送りする通知書で確認してください。



特別徴収(年金からの引き去り)の場合

■対象となる人
老齢(退職)年金の受給額が、年額十八万円以上の人
※老齢福祉年金・遺族年金・障害年金・恩給などは特別徴収の対象になりません。

普通徴収の場合

■対象となる人
受給している年金額が、年額十八万円未満の人
・老齢福祉年金、遺族年金、障害年金、恩給などを受給している人
・年の途中で六十五歳になった人や鳥取市に転入してきた人など

特別徴収と普通徴収の両方になる場合

平成十四年四月二日から平成十五年四月一日の間に六十五歳の誕生日を迎えた人や鳥取市に転入してきた人で、特別徴収の条件に該当する人は、七月から九月までは普通徴収、十月からは特別徴収になります。
特別徴収に該当する人で平成十四年度より所得段階が上がった人については、差額分が普通徴収になります。

問い合わせ先

4) 高齢社会課 (☎ 20-317)

65歳以上の人の保険料(年額)

保険料段階	該当する人	保険料
第1段階	生活保護を受けている人、または老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の人	円/年額 20,700
第2段階	世帯員全員が市民税非課税の人	31,100
第3段階	本人は市民税非課税だが、世帯員に市民税課税者がある人	41,400
第4段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円未満の人	51,800
第5段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上の人	62,100

65歳以上の人の納期別保険料支払額

(単位:円)

	普通徴収					特別徴収						
	納期	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	納期	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
4月							1期	2,800	4,300	5,700	7,200	8,600
5月												
6月							2期	2,800	4,300	5,700	7,200	8,600
7月	1期	3,200	4,500	5,700	7,000	8,200						
8月	2期	2,500	3,800	5,100	6,400	7,700	3期	2,800	4,300	5,700	7,200	8,600
9月	3期	2,500	3,800	5,100	6,400	7,700						
10月	4期	2,500	3,800	5,100	6,400	7,700	4期	4,100	6,200	8,100	10,200	12,100
11月	5期	2,500	3,800	5,100	6,400	7,700						
12月	6期	2,500	3,800	5,100	6,400	7,700	5期	4,100	6,000	8,100	10,000	12,100
1月	7期	2,500	3,800	5,100	6,400	7,700						
2月	8期	2,500	3,800	5,100	6,400	7,700	6期	4,100	6,000	8,100	10,000	12,100
3月												
合計		20,700	31,100	41,400	51,800	62,100	合計	20,700	31,100	41,400	51,800	62,100

※平成15年度途中に65歳になった人、鳥取市に転入した人などは、この表の額と異なります。